

北上地区広域行政組合競争入札等参加資格審査申請要領

(建設工事)

平成30年度において北上地区広域行政組合が発注する建設工事の競争入札（見積）に参加を希望する者は、次により北上地区広域行政組合競争入札等参加資格審査申請書及び必要書類（以下「申請書等」という。）を提出すること。

第1 競争入札等参加者の資格要件

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けている者であること。
- (2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査(以下「経営事項審査」という。)の結果に基づく同法第27条の29第1項の規定による通知の書面(以下「総合評定値通知書」という。)に総合評定値及び完成工事高(年平均)の数値を有する者であること。
- (3) 参加を希望する工種の業種において、工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる状況にあること。
- (4) 資格審査申請書の重要な事項に虚偽の記入や記入漏れをしていないこと。
- (5) 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号イ若しくはハのいずれかに該当する者で常勤のものを置くものであり、かつ、同法26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者で常勤のものを置く者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に違反している者でないこと。

第2 欠格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び北上市暴力団排除条例第2条第2号の規定に該当するもの。
- (2) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の処分を現に受けているもの。

第3 申請書等の受付期間

平成30年2月1日（木）から平成30年2月28日（水）まで（ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

第4 申請書等の提出方法

申請書等は、郵送（書留、簡易書留、特定記録郵便）又は宅配便などの、発送と受領が記録される方法により提出すること。締切日当日の消印又は発送記録までを有効とする。これら以外の方法で発送し、不着事故が生じて、当組合は責任を負わないものとする。

なお、持参による提出も可とするが、その場での審査は行わない。

提出先 〒024-0003

岩手県北上市成田23地割55番地1

北上地区広域行政組合 事務局総務係

TEL:0197-68-2203 FAX:0197-68-2787

第5 資格の有効期間及び結果の通知

資格者名簿の有効期間は、平成30年度の1会計年度とする。（期間が満了した場合の自動更新はしない。）ただし、次会計年度の資格者名簿が作成されるまでの間は、有効とする。

名簿登載決定及び指定業種における格付けについては、組管管内に本店又は営業所を有する者にのみ、平成30年8月に書面で通知するものとする。

組管管内とは、北上市、花巻市及び西和賀町のことをいう。

第6 提出書類

1 基準日

申請書等の記載事項は、平成30年1月31日現在の状況で記載すること。

証明書等については、発行日が申請書等提出日の直前3か月以内のものを有効とする。

2 申請書等の提出方法

申請書等は、次項申請書等一覧の番号順に揃え各1部提出するものとする。（ファイル綴じをする必要はなく、ファイル綴じされていた場合は、ファイル等を審査後に当組合で処分する。）

後日、提出された書類内容について問い合わせる場合があるので、必ず提出書類の控えを保存しておくこと。

3 申請書等一覧

番号	書類の名称	注 意 事 項
1	北上地区広域行政組合競争入札等参加資格審査申請書	様式第1号（他様式不可）
2	参加希望業種調書	様式第2号（他様式不可）
3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けたもの（審査基準日（決算日）が、平成28年10月1日から平成29年9月30日までの期間に属する総合評定値通知を有する者に限る。）
4	使用印鑑届・委任状	様式第3号又は任意の様式
5	印鑑証明書（写し可）	写しは、拡大・縮小しないこと。
6	登記事項証明書又は身分証明書（写し可）	法人＝登記事項証明書 個人事業主＝身分証明書
7	工事経歴書	様式第4号又は任意の様式
8	技術職員名簿	様式第5号又は任意の様式
9	営業所一覧表	様式第6号又は任意の様式
10	組管管内営業所職員名簿	様式第7号（組管管外に本店を有し、組管管内に営業所を有する者のみ。）
11	納税証明書（写し可）	種類等は、第7第8項のとおり。
12	受理証用はがき（宛名記入済みのもの）	任意のはがきや受理証でも構わない。ただし、受理証の場合は、返信用封筒（切手貼付済みのもの）を同封すること。
13	資格審査結果通知用封筒（宛名記入済みのもので、切手を貼付した長形3号）	組管管内に本店又は営業所を有する者のみ。

第7 申請書等作成時の注意事項

1 「北上地区広域行政組合競争入札等参加資格審査申請書」(様式第1号)

- (1) 必ず指定様式を使用すること。(中央公契連統一様式や岩手県様式は不可)
- (2) 年間委任がない場合、入札等の通知先は本店とする。(連絡先のみの登録はできない。)

2 「参加希望業種調書」(様式第2号)

- (1) 必ず指定様式を使用し、平成30年1月31日現在の状況を記入すること。(技術職員数については、経営事項審査と同様、全体で1人2業種までの記載とする。)

次項の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の記載数値と同一であっても提出すること。

- (2) 希望する業種の希望欄に○印を記入すること。

3 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し」

通知後に技術職員の増減があったときは、参加希望業種調書に記載した人数に合わせて赤字で抹消訂正すること。

4 「使用印鑑届・委任状」(様式第3号又は任意様式)

当組合の様式は使用印鑑届と年間委任状が一つになっており、入札(見積)、契約行為並びに代金の請求及び受領について、年間委任しない場合は上半分に、年間委任する場合は下半分に記入、押印したものを提出すること。

5 「印鑑証明書」(写し可)

申請書等に押印する実印についての証明書は、法人の場合は本店の所在地を管轄する法務局が、個人の場合は個人の住所地の市町村が発行するもの。

なお、写しを添付する場合、拡大や縮小はしないこと。

6 「登記事項証明書(法人)又は身分証明書(個人)」(写し可)

法人の場合は、本店の所在地を管轄する法務局が発行する登記事項証明書の全部事項証明書謄本、個人の場合は、本籍地の市町村で発行する身分証明書を提出すること。

7 「工事経歴書」「技術職員名簿」「営業所一覧表」「組合管内営業所職員名簿」

必要事項が記載されていれば、建設業許可申請、経営事項審査申請、国・都道府県・他市町村等への資格審査申請に使用したものでも構わない。

なお、技術職員名簿については、平成30年1月1日までに雇用、退職等異動のある場合は、次により修正し、異動の事由と異動の年月日を当該職員の記載欄の欄外末尾に記載すること。

ア 技術職員を雇用した場合は追加記載し、当該職員の氏名の下に朱線を引くこと。

イ 技術職員が離職した場合は、当該職員の記載欄を朱線により抹消するこ

と。

ウ 既に雇用している技術職員が別の資格を取得した場合は、新たに取得した資格コードの下に朱線を引くこと。

8 「納税証明書」(写し可)

税 目 (国税様式名)		法 人	個 人 事 業 主
国 税	法人税 (その 3 の 3)	○	—
	消費税 (その 3 の 3)	○	—
	所得税 (その 3 の 2)	—	○
	消費税 (その 3 の 2)	—	○
市 税	法人市民税	○	—
	固定資産税	○	○
	軽自動車税	○	○
	市県民税	—	○
	国民健康保険税	—	○

- (1) 国税については「未納税額のないこと」を証明するものであること。
- (2) 市税については組合管内に本店又は営業所がある者の直前 1 年分を対象とした納税証明書(法人市民税は直近の事業期間のもの、その他は平成 29 年度分)とする。
- (3) 事務所開設から日数が経過していないため、法人市民税等の納税実績がない場合は、「法人の設立・変更等の申告書」の写しを提出すること。

9 「北上地区広域行政組合競争入札等参加資格審査申請書記載事項変更届」

申請後において、その内容に変更が生じた場合は、速やかに関係書類を添えて提出すること。(今回の申請時に提出するものではない。)

市町村合併等に伴う住所表示の変更など、その理由が自己の都合によらないものであっても必ず提出すること。(必要事項が記載されていれば他の様式でも構わない。)

また、登録部門が複数であっても(「工事」と「物品役務」など)、提出は 1 部で構わない。